

期日指定定期預金（輝）

令和3年4月現在

1. 商品名（愛称）	・期日指定定期預金（輝）
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年（据置期間 1年） ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。 但し、満期日の指定をするときは、その1ヵ月前までに通知することが必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入（受入） （1）預入（受入）方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・500円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻（支払）方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法（頻度） （3）計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
7. 税金	・個人の利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優を利用の場合は除きます）
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金中途解約利率一覧」の表3の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0258-37-5430）にお申し出ください。 • 紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 • 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 • 預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者 1,000万円までとその利息が保護されます）

長 岡 信 用 金 庫